# 一九〇〇年代における筧克彦の思想

西田彰

ある。<sup>①</sup> 植民地に手腕をふるった石黒英彦や守屋栄夫など多くの有力人物 進した加藤完治、 多かった。 の独断と敬遠」された。 ならず宗教人からも疎んじられ、「特に神道人からは、「筧神道 に影響を与えている 独自の神道体系である「古神道」「神ながらの道」を唱えた人物で しての神道の信仰が天皇崇拝及び国体の護持に結びつくという 筧克彦は、 筧は独自の神道思想を唱えたために、 例えば、 東京帝国大学法科大学の教授でありながら、宗教と 少年運動に深く関わっ 大正天皇の后である貞明皇后 しかし、この筧の思想に賛同したものも た二荒芳徳、 法学者や哲学者のみ 満州移民を推 官僚として

はじめに

れば、 生じた」と批判している。 を有していたと評価しているが、 供出させる「ファナティックな天皇主義」であると論断している。 している。鈴木貞美も筧の生命主義は個人の生命を天皇制国家に 主義の「ドグマティズム」に陥った思想であると厳しい評価を下 な立場にたつ竹田稔和は、 見出し批判的に研究する竹田稔和、 いったために、「言説の陳腐化と研究者としてのエートスの低下が 石川健治は筧がギールケやディルタイに学んだ留学の成果を考え 育の立場から肯定的に評価する中道豪一との二つがある。 ところで現在、 訳のわからない学説を展開した「バルバライ」、あるいは独断 同年代の著名な法学者である美濃部達吉をも越える可能性 筧克彦の研究については、 これらの批判に対して神道学者の中道 筧の古神道論について西洋思想を剽窃 神ながらの道の研究に没頭して 鈴木貞美、 筧の思想に問 石川健治と神 批判的 題 道 性

う

筧が何を求めてその学問を形成していったのかを解明したい。 本格的に宗教を論じるようになる前の筧の思想を検討することで、 しか 思想が未だに明らかにされていないのである。そこで、本稿では 大助教授就任) だに本格的な研究がない。 題意識を持つて研究を始めたのか、という初期の思想の研究は未 者であった筧がなぜ宗教を語るようになったのか、どのような問 (一九一一年) や 『神ながらの道』(一九二六年)に注目しているため、 このように筧の思想は批判と肯定の両面から研究されている。 これら から仏教を重視するようになる一九○○年代の筧の 『国家の研究』(一九一三年)、 0) 研究 は 時期で言えば、ドイツ留学帰国直後 中 - 期以降の思想である『仏教哲理 あるいは主著である そもそも法学 東

筧の議論を批判するにしろ評価するにしろ、 のである。 から国家に貢献することは、 体の自覚的な活動 いうことである。 その際に筆者が注目するのは、 勿論これは、 筧克彦のいう自我の自由とは、 (=筧の言葉で言えば 今日的な意味での自由ではない。 個人の自由をより増進するというも 当時の筧克彦が自我の自由と主 「活働」) まずはこの論理がど を重視していたと 個人が自由意思

のようにして形成されたのかを解き明かさなければならないだろ

られる宗教的思想を展開していったのかについて示したい のうえで、 現、 通した社会と国家へのつながり、 の思想の骨子が①自我の自由の希求への強いこだわり、 する。そして、 間の論文の分析を通して、 このために、 ④宗教を通した意識の発達の四点にあったことを論じる。 筧がその後どのように仏教及び 留学中に学んだギールケとの差異から、 筆者は主に一九○三年から一九○九年までの六年 筧の初期の問題意識と思想を明らかに ③天皇制国家における自由の 「神ながらの道」 ②自我を 当 時 に 0) み 実 筧

## 歴史法学者 筧克彦

誌 は これが当時 身も歴史的研究の立場を支持すると述べている は 究の状況」である。これは東京帝国大学法科大学の研究会である 「法理研究会」で行われた報告と討論の記録である。『法学協会雑 学者としての筧克彦の最も古い記録は 「自然法説が既に破れて歴史的研究」 に掲載された討論要旨によれば、 自然法および自然人は普遍的な存在であり、 自然法説の大家であった梅謙次郎の 筧はドイツの行政法研究で が盛んであるとして、 「独逸に於ける行政 逆 強 歴史はその下位 微に触り 一五一一頁)。 れた。 法 自 梅

あ 曖昧な存在でしかない。 理想とする自然人は、 梅を支持する立場を表明する(同右)。 場にあるが の多きに驚き初めて散会するに至る」まで会場を賑わした 相手にとったこの日の報告は、 きではないかと反論したのである。 て未熟である。 之なかる可を以てなり」 在り心理学が未だ完全ならずして標準とするに苦むに在るのみ此 反撃を試みている。 したのである。 大論争を繰り広げた両者が、 ことは認め 対立する歴史法学の立場にたつ穂積陳重も、 一者を疑ふに於ては自己学説の「テスト」 五一二頁)。 |視する立場を表明した。 こうして筧は学者として独り立ちするにあたって、 た梅から批判されても、 さらに当時法理学会の会長で、 自然法が既に破れたというのは不適切ではない 法律とは人によって表現される自 そうであるならば、 しかし、 筧曰く、 歴史のどこにも存在しない客観性を喪っ ٤ 筧は二人の大家の批判に対して果敢にも 個人の内面を解明する心理学も学問とし これは、 (同右)。 「歴史派の根拠は個人の考案を疑ふに 当時弱冠三十一 自らが歴史法学を支持するというも 「議論百出尽くる所ろを知らず鐘声 歴史こそが法の基準となるべ 筧にとっては、 新進気鋭の学者が大物二人を たとえ自然法思想の大家 かつて民法典編纂を巡っ を為すものは歴史の外 歳の筧をともに批判 自分は歴史法学の 梅の自然法思想とは 一然力の一 自然法学説が 歴史研究を 種であ (同右) か で た 立.

的

存在であるに過ぎないとして、

筧の

歷史学説

を

批

判

す

る

強

口 0)

ある 個々人の内面に 律した行動をするようになったとき、 覚せらるる」 は自我の中に 分けて連載された、 めて詳細に論述している。 当時の筧がどのような主張を述べていたのかに注目するとしよう。 テンの問題意識を引き継いでいくと宣言したのである。 学ではなく、 意思を形成しようと行動するようになる れによって内面を律するようになった各個人が、 力を規律する 人の意思を超えた社会全体の意思の行使となり、 意識の領域を持つている 「命令、 筧は 、ルマニステンと筧の関係については後で触れるとして、 で 1 あ (同右)。 法を法の普遍的 Ź 風俗、 「法ノ本質ヲ論ズ」という一連の論文で、 L 意思の行使から、 民族固有の特殊な歴史、 習慣、 人々がお互いの関係性を自覚して自己を意識的 か 「法」として力を持つ 「暗意力」という科学的に解明することが おける様々な願望を統御し、 \$ 全三部構成である。 道徳、 歴史法学の な理想と位置づけるロ (法①三二六頁)。 この論文は 社会的合意の形成を考える必要 なか 信仰等」 (法①三三四頁)。 でも、 この意思の力の行使は各個 精神を重視するゲ 『法学協会雑誌』 (法①三三六頁 まず第一 それゆえに から形成され、 穂積 マニステン 社 会 部にお の 個々人の 自らの思想を ように な 明 確に ド ĵν 0) 0) お、 これ が歴史法 意思 まず 統 イツ 7 古 法 な 代 自 的 は 無

255

か

続く第二部では、

社会的合意がいかにして国家と結びつくの

ある 踏まえた上で生じる、 なものではありえず、 能はざる」ものである も継続性がなければ、 意は つため、 ればならない 範囲内」にあるからである に存在できるものではない。 五三七頁)。この継続的 を述べる。 (法②五三八頁)。 同 ご時に継続的且つ統括的なる社会組織」 社会的合意もまた持続性を生じる。 各種の社会並に各個人はお互いに継続的な関係性を持 「定命 これを各個人及び各種の社会は自覚しなけ 社会を具体的に形成する個々の意思の力で 「其存在を完ふし其本性を発揚せしむること (法②五三七頁)。 なぜなら自由とは絶対的 統括的組織は各個人並に各種の社会なし (法②五三九頁)。 だが、 (定められた因果関係-これら各個人及び各種の社会 自由とはこの限界を その結果、 を形成する -引用者注) 社会的合 (法2) の或

法則」 たものとして国内法が形成される。 る Ł 国家と結びつくことによって、 規律し得る最強の意力」 生活の中心点」 て故意に創設認定せる法則 そして、各個人及び各種の社会的合意が合わさって、「人類共同 (法②五三九頁)。 それぞれの立場から国家や社会の意思を発動できるようにな の二つの標準から成り立っている あるいは 国家においては、 を発揮するのが国家である 「各個人各社会を包含して其意力発動を ૃ 各個人は各自の意思をもちながら 「知らずして暗意を以て認めたる 筧によれば 社会的意思の力が合わさつ (法②五四○頁)。 国内法は (同右)。この 前者は 「知つ

めたる社会心理の合成意力に外ならずして従て又社会心理の保証れている規範のことである。つまり国内法とは「国家が明暗に認後者は法には明記されていないものの、社会において暗に認めら国家が社会及び個人を統治するために自覚的に定めた法であり、

力を有」するのである

(法②五五三頁)。

筧は法の本質を次のように結論づけている に働きかけなければならないと述べる(法③八一一頁)。こうして、 の意思の発動を規律する 現象間に存する一定の事実関係」が法になるのではない。 判する(法③七九二頁)。そして、 的な自然の法則が存在するというわけではないと自然法思想を批 くものであり、 自然法とどのように異なるかを語る。 しているのかを明らかにし、 に述べている。 のであるということを強調する。 にこそ注目し、 いに応じて法規を異にしているので、 (法③八○二頁)。このため、 このように筧は自然法思想を批判し、 最後の第三部においては、 客観的に自然に存在する「事実上の法則即ち単に 研究しなければならないと論じる 各個人の自由意思を離れて古今東西に通じる普 「人定の自由標準」 各意思者は必ず自らの意思が何を表現 社会心理に基づいて形成された法が 他人に働きかけるときも、 各国民は人類の発展の歴史の違 その上で、 歴史的な法の発展 筧は法とは社会心理に基づ 法とは人が作り出したも 法について次のよう が法になるのである (同右) そのよう (≒発掘 各個人

くしたるものなるを知る。(法③八一八頁) お合成意力なること、外部的要素として社会心理に伴ふ意力を合成意力なること、外部的要素として社会心理に伴ふ意力法は内部的要素として意思者間の意思発動の関係を規律すべ

つようになり、ひいては国家の形成に至ると述べたのである。ていくことで社会そのものが個人と同様に社会団体として力を持「法ノ本質ヲ論ズ」において、筧は個々人の心が社会に合成され

# 一 筧とギールケについて

事件である 成を提唱した。 流を形成してきたゲルマニステンの「最後の巨匠」 よる。ギールケは、 でドイツ的かつ社会的な法典を要求したことは、 うにドイツ留学中に学んだオットー・ 「ドイツ民法典草案第一草案」 が歴史法学の立場に立っ 「私法の社会化」の立場から民衆の生活に即した法の再構 特に、 十九世紀におけるドイツ法学において一大潮 普遍主義的なパンデクテン法学に基づく たのは、 (一八八八年) フォン・ギールケの影響に 石川健治が言及しているよ を批判し、 法学史上有名な として著名な より民衆的

> から、 的連結」にもあると気付くのである ちをつなぐものは 部 は自らの全部の自我なることを感ずると同時に亦或る活働せる全 この自らの生活経験を通して、 用いることで社会団体に意味づけることができる(ギ① れゆえに、 人は生き物であると同時に、 間が社会を形成する理由は、 た松山得四郎に翻訳させている。 就任した際の演説 ようになる(ギ②三九八~三九九頁)。こうした過程を経て、 ら生じたものであると同時に、 会団体とはどのような本質を有しているのかについて論じている (ギ二二六頁)。ギールケによれば、 の一部分なること」を自覚する(ギ②三九九頁)。 筧はギールケが一九○二年一○月一 「文明史上の事実により真の統 人は個人として自らの 「単に外部に存する連鎖のみにあらずして心 「人類団体の本質」 自由意思を持つ (ギ①二三九頁)。 ただ単に生きるためだけではない。 個人はその 精神を共有する共同体である。 本演説において、 社会団体とは人々の生活経験か 「生活の意義」を、 (同右)。 を、 一的団体の存在を確かむる」 五日にベルリン大学総長に 法科大学の学生であ 「外部経験の範 ギールケは社 人々は自分た 自由意思を 四三 「吾人 題内 三頁)。

含する」という形で、私法から公法に至る法の秩序を幅広く担つす亦た私法の部類に属する私的団体人格の内部の生活規程をも包会法)を有する。社会法は「国法並に其他の公法を含むのみならこのように形成された社会団体は、社会団体それ独自の法(社

社会や国家の秩序を形成するようになると論じている。ように、ギールケは各個人が生活経験と精神を共有することで、最高主権を有する共同団体」が国家である(ギ②四○八頁)。このている(ギ②四○三頁)。この社会団体のうち、最有力で「最後のている(ギ②四○三頁)。この社会団体のうち、最有力で「最後の

う規範的な役割を果た」そうとしたのである。 ギールケは連邦国家として成立したドイツにおいて新しい国家概 なを説明するために、「主観的権利関係が客観的規範と一致すると いう団体人格概論と、法を「命令」としてではなく「全体の確信」 と捉える新たな法概念の導入により、論理上の困難を一挙に克服」 しようと試みた。ギールケはこうした政治理論を説くことで、「国 家に対する人民の下からの参加の余地を可能な限り確保するとい う規範的な役割を果た」そうとしたのである。

古 が曖昧であるのに対して、 最高主権を有する共同団体」としているため、 家に連なるかを力説している。 四つの点で異なっている。 は明らかにギールケの影響を受けている。だが、ギールケと筧は 国民の主体的意識を可能な限り求めようとする点から言えば、 を強調している。 有の意味を見出し、 社会国家の秩序を形成するために、 第二に、 そこにより徹底した国家の下での自由を論 筧は自我の自由が如何にして社会や国 筧は天皇制国家として国家それ自体に 第一に筧はギールケ以上に自我の自由 第三にギールケは国家を「最後の 意思の力を重視する点や、 社会と国家の区別 筧

四〇九頁)。以下、この四つの点について筧の論文に依拠しながらは意識の統一体として宗教に価値を見出している点である(ギ②徳観念に密接の関係を有する」と道徳を重視するのに対して、筧じている。第四に、ギールケが社会団体を成立させるうえで「道

# 三 筧における自我の自由について

順

に説明していく

度は自我に焦点を当てている。をは自我に焦点を当てている。ここで覚は「法ノ本質ヲ論ズ」で論じた法の問題から、今直後に著された「団体本質論」という一連の論文から明らかにしる。ここで改めて筧がどのような自我の自由を述べたのかについてここで改めて筧がどのような自我の自由を述べたのかについて

して、 ①四八七頁)。 に働きかけている。 は基本的には自然の因果法則に従いながらも、 及び他者)とを 真実であるが、 り上げている。 筧は 自我は自らの内界 「団体本質論」において、 また自我の 自己が外界に働きかける作用である「活働」 自我そのものは直覚のみによって成立する不動 統 この点では、 連合」 「活働」 (内面) と外界 する 自由とも相通じる要素である は他者と共同して「共同的活働」 まず自我と (団①四七六頁)。 (自己の身体を含む物質世界 「活働」 自らの意思で自然 自我の 0) 関 以係を取 「活働 を通 団

をも成すことができる(団①四八八頁)。

規律して活働」 る。 却ってその範囲内で最大の自由を行使することができるようにな 頁[] 自 を強く自覚することで、 として制限が設けられている ある を包含する」ように、 の因果関係 して責任を持つようになり、 なぜなら | 其内部より湧出する不明の刺激力に基き然かも此刺激力を利用し 由活働を為し得る自由の範囲」 この自我による こうして、 そこで重要なのは 自我は自らの自 (団②六七二頁)。この自我の自由は 自 責任を離れることはできない。 [我の責任心] する 自我は 「共同的活働」を為す際に社会心理が形成され (団③九四〇~九四一頁)。 由の限界と責任の範囲を認識することで、 「因果関係の範囲内に無限 「活働」 「自我の責任心」である あたかも円がその円周内に を育成すれば、 「自我の自由活働」が発達するからで (団③九三四頁)。 の主体として、 を獲得する 「或範囲内に於ける自由 自我が自然や他者に対 だが、 (団③九三五・九三六 自覚と感情を養 自我の自 (団②六七一頁)。 (絶対に非ず) この因果関 「無限の 由は所与 円 0) 周 係

身体は 来りたるもの」 体を用いて外界に働きかける。 自然に自我を成立存在せしむる物質」 そして、 自 この自我の活働を自覚した自由に基づい 1我の与へたる絶へざる自由力に由りて変遷進化せられ でもあるので、 この身体は 身体は鍛えれば鍛える程に心身 である 自 1我の自· (団④一一三一 t 由 自我は を離れ 頁)。 身

展に必要なる条件の一」になる(団④一一三二頁)。成長させる。こうして「身体の発育強健は実に自我自由活働

0)

発

張する と述べる と筧は結論づける いる感情を発揮し、 人である 由活動を発展させるには、 ついて筧は、 を如何に保持するべきかを述べている を成し遂げるようにすれば 最後に、 (同右)。そして、 「釈迦耶蘇老孔等の (団④一一四一頁)。 筧は人が自由を実現するにあたって「自由活働 感情の価値は未来への理想目的によって決まると主 理想を養成して自由活 この現在の自我の感情の価値を高め 人類史上最も自我の感情が発達した先 これによって、 理想感情」 未来に向けて行動するようになる (団④一一三八頁)。 に学ばなければならない ...動 自我の中に潜在し の品 質 値 の品質 の 発 自

# 四 自我の拡張から普遍我へ

がらも、 遍我、 は 論じている。 うに社会や国家に拡張していくのかについ 団体本質論 自 自我の三つの次元が存在していると述べ 我 0 「真空なる絶対我即ち宇宙は即ち所謂神なり万能」なる存 「種子祖先なると同時に自我全部を網羅」 「機関人格概論」 で自我を取り上げ において、 た筧は、 筧は自我には絶対我 て、 次にその自我がどの 「機関人格概論」 る。 まず絶対我と するとしな で ょ

補ふが為めに」 神そのものである。 個 在である のである を統括し得」ないことがわかりながらも、 を自然に依つて発生せしめん」として、「絶対的には自我及び各物 絶対我の第 |其自己に偶然なる私を捨て、出来る丈け充分に統括的に根本的に 一々の自我を網羅しながらも、 (機①七六九頁・七七二頁・七七四頁) (機①七五一・七六六頁)。 一原因 積極的に向上心を奮い起こして目指すものになる (自我の発達。 そして、 この絶対我は一人ひとりの自我が 宇宙のように広大である。 この場合は絶対我の発達-絶対我とは全ての自我に内在し、 却って「此欠点陥落を --引用者注 つまり、

積極的に自我の自認力を発動させるためには、 が神を崇拝するは即ち自我を崇拝する」のである(機①七七一頁)。 には の心に基づいて、 個人の心の反映であり、 在である神の存在を信じなければならない しかない。 からである。 このように、 結局は自我が絶対的な神の存在を信じることで成し遂げる 絶対我の存在は自我の心の内にある。それゆえ、 しかしながら、 自我が絶対我 絶えず自我の発達をこの世界に及ぼしつつある 各個人は絶対我から分有されたその個々 宇宙に神が存在することを認識する (=神)を崇拝するのは絶対我が各 まずは絶対的な存 「自我

これまでに筧が使ってきた用語で言えば、社会心理に相当する。なるに基きて之れを統括する」存在のことである(機①七五一頁)。次に普遍我についてであるが、「各種の自我が或程度に於て普遍

り、普遍我は絶対我と自我の中間に存在する。分とし、「全部の思想」を形成する(機①七八四~七八五頁)。つま「普遍我は自我を統括する我」であり、この統括によって自我を部

働きかける の自我として発現」することで、 ある普遍我となる な自我のことである。 れの自我が現実に可能な共同体を形成する際に用いられる社会的 うか。結論から言えば、 である絶対我と異なり、 各種の活働に連る心理」である社会心理は、 それでは普遍我は各個人の活動の主体である自我、 (同右)。 (機②一一二二頁)。 「自我が他の自我と相待つて存在し発展する 普遍我とは絶対我を理想として、 どのような独自の役割を果たすのであろ 共同体内の一人ひとりの自 しかもこの普遍我は 「社会国家」の基盤で 永遠の それぞ 各個 理 想

と合 主張し 普遍我を用いることで、 遍的拡張を自覚」するようになる て、 満足せしむる」愛他心がそれである(機②一一二五頁)。これによつ 哀楽を以て自己の喜怒哀楽となし然かも此活動を以て自己の心を 社会及び国家に向けられていくようになる。 この普遍我の作用を用いることで、 自我は 一せしめ他人として活働することを自覚せしむ……自我の普 国の機関組織の成立及び研究も、 「其自覚せられたる他愛心に依つて能く其自我を他人 自愛の心が他者にまで拡張されると筧は (機②一一二九頁)。 こうして 自我による絶対我の探求は、 「自己の内部に有する国 例えば 他人の喜怒

合 民たる普遍性を自覚して発揚せしむる」ことで、 一できるようになるのだと述べる(機②一一三〇頁) 修身と治国とを

頁 方が大事であると筧は述べる。 の意思の発揮と、 まう け 0) 揮することで、「各個利用者の特色の総体は唯一の普遍我の普遍性 だけでは不完全である。 は法制度や各種の活動及び学説は、 一三八頁)。こうして個々人が普遍我をその分担に応じて自由に発 現者たる権限に基き其分担する特色を発揮せんと」 ると同時に、 ることができれば ·発展に」寄与する。 る自由を忘れれば おける事物関係の利用者は、 0) 普遍我を志向することは、 (機3) 客観的 それぞれ自らの認定力 四〇頁)。 普遍我の構成に参加することにもつながる。 知見のみに偏つている。 普遍我の中における自己の客観的 初めて学説は完全になると述べる 「反つて普遍性の発揮」 こうして、 もし利用者が共同体の特色やその内部に これと共に主観的な 自我を他者に拡張していく契機に (自覚) を用いて、 「機関人格概論」 客観的に自己の立場を見極めるこ 普遍我の発揮には主観的な自 それぞれ特色を有しているも しかし、 ができなくなってし 「思い」 客観的に分析する の結論として、 「各其普遍我の表 位置づけ する (機③一六五 を組み入れ 共同 (機3) Ó 筧 両 我 お 体 な

る

天皇制国家における 自 声 について

Ŧi.

なる。 いる に利用し得へかりし範囲に於て社会に対して責任を負ふ」ことに あると同時に、 ひ発達する根本的総括的基礎は人類の自由活働に在り」 細に論じている。 ノ自由活働ニ在リ」で共同体としての国家の独自性 自我がどのように社会や国家に拡張していくのか、 (国二九頁)。 をなしている で論じた筧は、 (国二六頁)。私たち人類は原因結果の支配にある自然現象で 「社会に於ける個人をして各々益々自由活働」 「人智の範囲内にては自由なる自我として自 本論文で筧は国家の成立を、 (国二七頁)。 次に 「国家ノ成立存在及ヒ発達スル その代わりに、 「国家の成立存在及 自我は するためであ 「機関· について詳 「之を自 と述べて 理 亩 由 ハ人

類 論

は 働をして盛ならしむるもの」 のであるけれども、 Ł を要請し、 るためである こうして、 のは国家である。 「自己の自由を奪はるゝもの」ではなく、 社会の秩序を必要とさせる。 社会組織の発達に個人の (国三五頁)。 国家は個人の 「国家の組織国家の発達は反つて個人の自由活 なぜなら統 である 「自由活働」 (国二六頁)。 「自由活働」 的国家があるのは各個 これらのうち最も重要な 「自己の自由を与へ」 の結果存在するも 国権に服する が社会の 組

である が ますます国権に服すべきなのである 由を発達させるためにも、 を成立存在発達させる途上にある。 全体の自我として「各独立特殊の単独的自由 <u>国</u> 二五頁)。 また、 私たちは自己の自由を発揮しつつも 各々の自我の そのため、 「自由活働」 「総体の自我」の自 |活働| は未だ国家 を為すか 5

ている。 いて、 国家を最も統括的に表現する」 体は即ち国家自身」 して、 めるために る詔勅の如きもの 副署がなければ よって定められているが、 ならぬと云ふ」根本的な法としての憲法が要請される(憲①一二 小限度の国法のもとで、 であり、 |最小限度の国法」で定まっていると述べる そして国家の独自性をさらに突き詰め、 このように天皇の存在は憲法以上の「最小限度の国法」 筧は 社会やほかの国家に対してどのような特質を持つのかにつ は国家が社会に対して隔絶して優位な存在であることを求 筧は 国家全体の表現者でもある天皇の存在は、 「憲法ノ精神ヲ略説ス」という論文で次のように述べ 憲法以上の 国 「天皇の発せらるる法律、 [内の総ての活働力の最後に統括する所の機関 である(憲①一九頁)。それゆえに、 には効力が発生しえない 「国家の完全なる発達には是非共なけれ 「最少限度の国法」 天皇は国権の主体ではない。 存在でありながらも、 勅令、 日本の国家が普遍我と (憲①一一頁)。 で定められた天皇を (憲②一三頁)。 其他国務に関 憲法ではなく 国務大臣 「天皇は唯 「国権の この最 つま す . の 主 に ば

だ国家を最も統括的に表現する存在なのである。持ち出すのであるが、天皇は国権の主体とはならない。天皇はた

場の権限で発揮しなければならないと説くのである(憲②一○頁)。とうして「最小限度の国法」と日本の「実質と云ふものを形式に保障して居る」憲法に国家の安定性を見出した筧は、君民一体の国家は国民一人ひとりが「自分を推拡めて総ての者と帰一する」ことで成立するものであり、「沢山の数」と共に推進していかなければならないと主張する(憲②一六頁・一○頁)。さらには、「自分のことを考へて自分の発展をして行くことを権限として居る所の表現人」である我々は、自分の特色の発揮をそれぞれの持ち、こうして「最小限度の国法」と日本の「実質と云ふものを形式といるである(憲②一○頁)。

### 六 信仰について

習慣、 教と信仰を取り上げている は大きなテーマであった。 スト教に興味を持つていたと述べているように、 信仰問題に取り組んでいく。 の意識と個人の意識をより統 さらに自我の自由は実は国家の自由と一致すると説く筧は、 自我を掘り下げれば、 道徳、 宗教、 信仰等」 自己が国家に拡大していくということ 「法ノ本質ヲ論ズ」では、 (法①三三六頁)。 として、 息子の筧泰彦が筧は留学時からキリ 一的に発達させようとして、 法の本となるものとして宗 「機関人格概論」 筧にとって宗教 「命令、 宗教の 風俗、 国家

潮 の議論の方向性をも規定づけ の各宗教の本源的同 きを置くかによつて最も深き根拠を異にするにあらざるなし」 ても、 互に競争せる哲学的見解の区別も、 各宗教の本源的 「古来存在する各種の である。 性について本格的に議論を展開し、 同 性に着目していた たのが 顕著なる宗教相互 「法学研究者トシテ太古ノ思 皆事物根本関係の孰れに (機③一六 の 根 本的差異 一頁)。 その 後 Ł 重

るようになる第三段階に分類し、 Ľ 明らかに分離して研究」 人類 の生活 の信仰を以て 現代はその三段階目にあると述べた。 宗教の発達の 意識の発達を意味している」と述べる (思三四頁)。 信仰を確立し、 本論文の冒頭にお 祖先の偉大な物語である神話を紡ぎ出す時期を第二段階 原始的な信仰 の発達は未分化であったので、 :経験の また、 その独自性の 度合いについて、 進歩と共に発展してきた。 「生活各方面を支配」 現世に の段階にある第 現在の宗教を いて、 することはできない おいて組織だった統一的 筧は 発揮を促す動きへとつながっていっ 現実世界と精神世界の境界が 「文明 地域差による差異はあるものの 「超越的 すると同時に、 「各種の精神現象を宗教以外に 段階、 こうした宗教の発達は神 (思一六頁)。 (Kultur) しかし、 汎神論的な世界観を信 神教 (思一九頁)。 そこで の発達は私たち 共同 古代においては 生 「二元的 意識は私たち 体を形成 活の各方面 神教 曖 た 彼 眛 Ó

> のうち筧は を最も高く評価している 「其教義に於て最も雄大自由なる統括的発達を為したる」 「万有神教」 「日本古代の宗教」 (汎神論 (思三七頁)。 が に分類した 分類されている 五 より

Ę

であるという確信に基づい 想的展開を経たことについ の神道思想である 書となる『仏教哲理』を出版する。 仏教思想ヲ論ズ」という連作の論文を発表する。 の可能性について論じたあと、 を包含する」 要なる各方面の根本意識を統括」 ついていったのかを論じ、 仏教がいかにして人々の自由な意識を形成し、 こうして「法学研究者トシテ太古ノ思潮ヲ論ズ」 ることができる いる人々の意識の問題を、 古来から最も推進してきたのは宗教である。 文明の発達には意識の発達が不可欠であり、 Ł 自 『我と社会国家における生活の発達のためには 『古神道大義』 宗教を理解できれば、 (同右)。 「古神道」 を出版し、 このように、 さらに一九一一年には最初の宗教的 現実の生活に即したうえで明らかにす て 7 を論じ始めるに至る。 の詳しい分析は後日別 翌一九一〇年から 筧がこれらの Ļ 仏教、 次に一 法律現象などの根拠となって 「生活各方面の基礎たる意識 筧は宗教を高く評 西洋思想を経て遂に 九一二年には 「人類生活の発達に必 論説を展開して その意識の 国家の形成に結 で本格的に宗教 本論文では古代 「印度ニ於ケ このような思 稿を期し 宗教がで 価する 西 発 重 た 独 洋 達 Ŋ 自

たことは言うまでもないことである。

おわりに

等者は主に初期の論文の分析を通して、筧の初発の問題意識と 方法論について述べた。そしてこの当時の筧の議論の骨子は①自 我の自由の希求への強いこだわり、②自我を拡大していくことに よる社会や国家への貢献、③天皇制国家の下での「自由」の実現、 はる社会や国家への貢献、③天皇制国家の下での「自由」の実現、 はる社会や国家への貢献、③天皇制国家の下での「自由」の実現、 はの意識の統一体としての宗教への注目であったことを明らかにし

かしつつ一体化していくことができると述べる。 自らも国の権力に制限された天皇の治める国に、 する誇るべきことだと看做される。 己の心の自由を実現することは、 がっていく。 同じように他者を愛することが、 の範囲を獲得する。 制約内の自由に責任を持つことで、 意識と個人の意識をより統 活 むしろ国家における自己の役割に貢献し、 働 0) 主体である自我は、 このように所与の範囲を掘り下げていくことで、 そこで、 的に発達させようとして、 理想の実現に向けて貢献し、自己と 所与の自然に制約されながらも、 それ自体は国家の自由と矛盾せ 共同体の理想の実現にもつな そうして、 自我の自由を実現できる自由 国家を統括しつつ 国家の自由を拡大 さらに、 人々は自我を活 宗教の信 国家の 自

仏教、西洋思想を経て遂に独自の神道思想である「古神道」を論教哲理』『西洋哲理』と『古神道大義』と立て続けに本を出版し、教に可能性を見出した筧は、そこから宗教の研究に打ち込み、『仏仰問題に取り組んでいく。古代宗教の研究から宗教、特にまず仏

じ始めたのである。

交流についても、 どかの生き方を示す指針になり得たのであろうか。 らにとって、筧の自己の探究から国家に至る哲学は、 完治もこのグループに入る。 大卒業生が特に多い年でもある。この前後の合格者を含めれば、 年頃は、 石黒英彦、二荒芳徳、 水上七郎など、 最後に、筧が宗教的思想を展開しはじめた一九○九~一九一○ 東京帝国大学の卒業生のうち、 筧克彦の影響を受けて内務官僚として活躍した帝 今後の課題として解き明かしたい さらに官僚以外も含めれば渡辺八郎 日露戦争後の煩悶の時代を生きた彼 守屋栄夫、 彼等との知的 瀧本豊之輔 人生に何ほ 加藤

注

以外はすべてひらがなに置き換えた。に改めた。また、筧克彦の論文の原文はカタカナであるが、論文のタイトルに改めた。また、筧克彦の論文の原文はカタカナであるが、論文のタイトル引用に際しては、仮名遣いは原文どおりとしたが、漢字は旧字体を新字体

物である。また、法理学や憲法学の講義を受け持っていたこともある。(1) 筧は東京帝国大学の法学部教授で、行政法第二講座を担当していた人

の試み――」『明治聖徳記念学会紀要』復刊四九号、二〇一二年。一九六六年、中道豪一「筧克彦の神道教育――その基礎的研究と再評価へ一九六五年。筧泰彦「父筧克彦のことども」『学士会報』六九八号、筧の評伝的論文については、三潴信吾「筧克彦」『神道宗教』四一号、

八郎先生遺芳録刊行会、一九七五年、四九○頁)。(2) 渡辺八郎「筧克彦先生と私」一九六二年(『渡辺八郎先生遺芳録』渡辺

12

11

 $\widehat{10}$ 

(4) 鈴木貞美『生命観の探究――重層する危機のなかで――』作品社、――構造と特質――」『岡山大学文化科学研究科紀要』一〇号、二〇〇〇年。三六頁。他に竹田が筧について著した論文として、同「筧克彦の国家論 二一号、二〇〇一年、二七頁・いて――」『岡山大学文化科学研究科紀要』一一号、二〇〇一年、二七頁・いて――」『克彦の古神道につ

13

100七年、

四六六頁。

- 6 が筧について述べた論文には以下のものがある。中道豪一「貞明皇后へ 『明治聖徳記念学会紀要』復刊四九号、 紀要』復刊第五一号、二〇一四年 一〇一三年、 |御進講における筧克彦の神道論| 中道豪一「筧克彦の神道教育――その基礎的研究と再評価への試み――」 おける問題点の指摘 同 「筧克彦「日本体操」 ──」『明治聖徳記念学会紀要』復刊五○号、 の理論と実践」『明治聖徳記念学会 二〇一二年、 「神ながらの道」の理解と先行研究 二四五頁。 他に中道
- (7) 時期で言えば、一九○三年から一九○九年までの六年間の思想である。
- 二一巻一○号、一九○三年。以下(独)として本文中に引用箇所を示す。(8) 法理研究会記事「独逸に於ける行政法研究の状況」『法学協会雑誌
- ずれも一九〇四年)。以下三号(法①)五号(法②)六号(法③)として(9) 筧克彦「法ノ本質ヲ論ズ」『法学協会雑誌』二二巻三号・五号・六号(い

本文中に引用箇所を示す。

- 石川前掲「権力とグラフィクス」二七四頁以下。
- 谷法学』三四巻四号、二〇〇二年。 川角由和「オットー・フォン・ギールケの法思想と「私法の社会化」」 『
- して本文中に引用箇所を示す。といが、その最初期の翻訳でもある。以下二号(ギ①)三号(ギ②)とに三巻二号、同三号。なお日本におけるギールケの翻訳はそれほど多く二三巻二号、同三号。なお日本におけるギールケの翻訳はそれほど多く
- イツ政治思想史研究序説──』国際書院、二○○七年、二一○頁。 遠藤泰弘『オットー・フォン・ギールケの政治思想──第二帝政期ド
- (4) 遠藤前掲『オットー・フォン・ギールケの政治思想』二一〇頁
- として本文中に引用箇所を示す。(一九○四年)。以下四号(団①)五号(団②)七号(団③)八号(団④)(15) 筧克彦「団体本質論」『法学協会雑誌』二三巻四号・五号・七号・八号
- 16 説く能はず」としている 唯之を客観的の方面よりのみ観察し原因結果の関係のみに依つて之れを されば活働は唯物の運動と異り又は植物の活動 ち内部よりするときは常に自由意思に原因することを解せざるべからず、 よりするときは常に原因結果の関係によつて之れを知り、 と同時に主観的方面より観察することを要し、 は単に植物の成長のようなもので、 意思と客観的にみた場合の原因結果の整合性の両側面があるが、 筧は明白に使い分けている 「活働」と「活動」の違いについてであるが、 (団⑤九三五頁)。 主観 (主体)の意思は存在しないと つまり 客観的方面より即ち外部 「活働は常に客観的方面 (働に非ず) とも異りて 「活働」は主観の自由 主観的方面即
- (17) 同右、九三五頁·九三六頁。
- 二六巻三号(一九〇八年)。以下六号(機①)八号(機②)三号(機③)(18) 筧克彦「機関人格概論」『法学協会雑誌』二四巻六号·八号(一九〇六年)、

として本文中に引用箇所を示す

- 19 学志林』七巻三号、 筧克彦「国家ノ成立存在及ヒ発達スル理由ハ人類ノ自由活働ニ存リ」 『法 一九〇五年。以下(国)として引用箇所を本文中に
- 20 九〇八年。 筧克彦「憲法ノ精神ヲ略説ス」『法学志林』一〇巻六号・七号 以下六号(憲①)、七号(憲②)として引用箇所を文中に示す
- 21 筧泰彦前掲「父筧克彦のことども」四○─四四頁
- 22 一二号、一九〇九年。以下(思)として引用箇所を文中に示す 筧克彦「法学研究者トシテ太古ノ思潮ヲ論ズ」『法学協会雑誌』二七巻
- 23 一八巻八号、一九一○年。 筧克彦「印度ニ於ケル仏教思潮ヲ論ズ」『法学協会雑誌』二八巻一号~
- $\widehat{24}$ ながらも、 年も出版している。 筧克彦『仏教哲理』有斐閣、 法律学の専門書として刊行した 一九一一年。 『法理戲論』有斐閣、 同年には宗教的色彩を持ち 九一
- 25 九一〇年の高文合格者で著名人は鶴見祐輔(内務官僚、後藤新平の娘婿 帝大卒業年は守屋と水上が一九一○年で瀧本が一九○九年。 因みに

守屋栄夫の研究には、 置する運動を起こし、一九二四年に実現している(『滋賀県の近代化遺産 湖上の多景島に五箇条の御誓文を刻んだ「誓の御柱」という記念碑を設 みあそびやまとばたらき』など筧の著作の校正者でもある 会事務局、二〇〇〇年)。 佐賀県内務部長などを歴任した官僚である。 守屋栄夫は朝鮮総督府秘書課長や内務省社会局社会部長を歴任し、 議員、塩竈市長をつとめた。水上七郎は滋賀県警察部長や三重県内務部長 -滋賀県近代化遺産 松田利彦 (建造物等) 瀧本豊之輔は逓信省の官僚で、『仏教哲理』や『か 「朝鮮総督府秘書課長と「文化政治 総合調査報告書——』滋賀県教育委員 滋賀県警察部長時に、 衆院

守屋栄夫日記を読む

―」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾

支配と植民地官僚』思文閣出版、二〇〇九年がある

26 文合格。 は一年遅れの明治一九一一年。二荒芳徳は一九一三年(同年卒業)に高 石黒の帝大卒業年は守屋、 水上と同じ一九一○年であるが、高文合格

平と少年団をめぐって――」『歴史のなかの日本政治 爵)。少年団日本連盟(現在のボーイスカウト日本連盟)の初代理事長で<br/> 二荒については、栗田英彦「岡田式静坐法と国家主義――二荒芳徳を通じ 日本体育専門学校(現在の日本体育大学)の校長も務めている。 ~一九三九年)を務めている。 二荒芳徳は内務官僚を経て、貴族院議員 (伯 石黒英彦は朝鮮総督府内務局地方課長や台湾総督府文教局長、 会紀要』復刊五一号、 一〇一四年、 岩手県知事、 —」『論集』第三七巻、 昆野伸幸「二荒芳徳の思想と少年団運動」 北海道長官を歴任し、 河野有理「「自治」と「いやさか」― 最終的には文部次官(一九三八 一』中央公論新社、 『明治聖徳記念学 奈良県知 -後藤新

27 開拓の軌跡-軍訓練所の所長などを歴任した。評伝に中田薫『加藤完治の世界 長を務める。 九七五年)、 渡辺八郎は渡辺昇子爵の三 遺著に『渡辺八郎先生遺芳録』(渡辺八郎先生遺芳録刊行会 —』 不二出版、一九八四年 加藤完治は満州移民の推進者であり、 一男で秩父宮御用掛。 戦後は滝之川学園の園 満蒙開拓青少年義勇

二〇一四年などの研究がある。

その受容-本研究はJSPS科研費「帝国日本と身体技法 ―」(番号:二六・二二七九)の助成を受けたものです 筧克彦「日本体操」 Ł